# 審判員の号令・動作

-2020 年版-

公益社団法人日本ボート協会 審判委員会 昭和53年1月 制定・発行(B5版)(初版)

昭和54年5月 競漕規則一部改訂に伴い部分改訂(B5版)

昭和58年4月 審判員心得を収録し、各部署補筆、修正(携帯版)

昭和62年4月 競漕規則全面改訂(昭和61年5月)に伴い補筆、修正(携帯版)

平成3年5月 発艇動作・号令のみ部分改訂(小冊子)

平成5年11月 全面補筆、修正(携帯版)

平成8年1月 発艇旗操作順変更と制定以来経年により全面改訂補筆(携帯 版)

平成 11 年 11 月 協会名称変更に伴い全面改訂補筆(携帯版)

平成 18 年 2 月 競漕規則一部改訂 (平成 17 年 10 月) に伴い、発艇語句など変更等、全面改訂、補筆(携帯版)

平成24年2月 競漕規則一部改訂(平成21年6月)に伴い、救命具と艇重量 計量の部分改訂及び舵手計量と漕手計量補筆(携帯版)

平成 27 年 10 月 全面補筆、修正 平成 29 年 4 月 一部補筆、修正

2020年4月 競漕規則改定に伴い補筆、修正

# —目次—

審判員の号令・動作	4
まえがき	5
審判員共通の任務	6
審判長の任務	9
発艇員の号令・動作	10
線審の号令・動作	28
主審の号令・動作	34
判定長・判定員の号令・動作	46
監視員の任務!	52
艇計量の任務!	54
舵手計量の任務	<del>3</del> 0
漕手計量の任務 (	გ2

## 審判員の号令・動作

―巻頭言にかえて―

公益社団法人日本ボート協会審判委員会

全審判員は「競漕規則」と共にこの「審判員の号令・動作」を熟読、習熟につとめ、相違のないよう実施しなければならない。

#### まえがき

---2020 年版発行にあたって---

審判員の号令・動作は 1978 年 1 月に制定発行以来幾度か改訂、補筆を重ね 41 年を経過し今日に至った。

現在まで、全国の審判員がこの教本に基づいて審判業務を行った結果、クルーからの苦情は激減した。しかし、時折経験不足に伴い、形姿にとらわれ、「審判員としての心得」が希薄であるため、正確さを欠いた号令・動作が見受けられる。これらの容態は審判員全体の技量を問われ、クルーから不信を抱かれる結果を招く。

審判員は他から信頼される威厳を備え、常に自己を練磨し、自己を統制できる 資質を養う責務がある。

2020 年、競漕規則が改訂された。従って、本号令・動作もそれに合わせ改訂及び、全ての号令・動作を見直し補筆した。

全審判員はいかなるレースにも競漕規則とこの教本の号令・動作で臨み、万全なレース運営に努め、審判員としての任務を全うしなければならない。

#### 審判員共通の任務

競漕規則第76条第1項に、

「競漕委員会、審判および大会役員は、本規則に定められていない突発的な事 案に迅速に対応するため、合議の上、暫定的な判断を下す権限を有する。」 と規定されており、審判員には、絶大な権限が付与されている。

このため審判員は、審判員としての任務を全うするために、絶えず競漕規則を勉強し、豊富な知識と経験をもとに自信をもって自己の任務を遂行しなければならない。

審判員は数多くの競漕会に接し、たとえそのとき自分が審判員の任務についていなくても「自分もこの競漕会の審判員である」と想定してレースを観察し、判断力を常に養い、研鑽(けんさん)を重ねなければならない。

クルーの漕法、艇・オール・艇内装備品の構造・形質は日進月歩で変化して おり、それに伴う新たな事象も生じている。そのため、日々の研鑽を怠れば正 確な判断を行うことはできず、クルーからの信頼を失い、結果、審判としての 面目を失うこととなる。

心すべきである。

#### 1. 心得

- (1) 競漕はクルーが主役である。審判員は業務に際し、全知・技量を発揮して職務を遂行しなければならない。
- (2) 審判員の最大の責務は、競漕する各クルーが競漕規則に基づいた公平な 条件のもとで戦えるようにすることと、各レーンに均等に勝つチャンス が与えられるようにすることである。
- (3) 審判員は自信と冷静さを失ってはならない。 これは競漕規則の熟知、理解と運用、実務経験の積み重ねからのみ生まれる。知識と経験を欠いては自信をもって冷静、迅速、的確、公平な判断、 行動はできず、クルーに不信、不安の念を抱かせることになる。

#### 2. 任務

- (1) 競漕会の審判員は競漕に関する指揮、判断、決裁等を行い、審判長、主 審、発艇員、線審、判定員、監視員、艇計量、選手計量をもって構成さ れる。
- (2) 競漕は審判員が司(つかさど)る。
- (3) レースの勝敗は、定められた距離とレーンを相手クルーに妨害等を与えることなく、最短時間で漕了すること等により決定する。
- (4) 審判員は、コース、流速、風向、風速を調査して、発艇、判定、線審の

設備、審判艇の整備状況、ランドマーク、レーン境界ブイ、コースの外境ブイ、及び審判用具など競漕に必要な諸設備を点検し、審判長に報告する。

(5)担当部署の審判員は競漕開始30分前までに各部署への配置を完了し、直ちに準備を始める。10分前までに準備を完了し、審判長に報告する。

#### 3. 配置等

審判員はどの部署でも、どのような突発事態にも冷静、迅速、的確、公平に対処し得なければならない。従って審判長、先任審判員は全般の運営を考慮しつつ、努めて特定の審判員に部署を固定させず、審判員全員に各部署を経験させ、全員が資格と技量をいかなる部署においても発揮、向上し得るよう育成の場を常に配慮しなければならない。

#### 4. 部署責任者の呼称

下記のとおりとする。

審判長、副審判長、発艇長、線審長、主審(複数の場合でもそれぞれの呼称)、判定長、監視長(選手計量が別部署の場合、選手計量長)、艇計量長

#### 5. 安全への目配りと救護

大会期間中コース内の安全確保の目配りはもちろんのこと、レース中は特に 注意しなければならない。また、救護所の位置を把握しておくこと。

転覆、落水、沈の他、過呼吸(過換気症候群)等で漕手が水中に転落また艇上で意識を失う例がある。当該審判員は言うまでもなく、付近の審判員も迅速、沈着、冷静に救護、対処し、決して人命が損なわれるようなことがあってはならない。切迫した状況においては審判員が飛び込み救助しなければならない場合があることを日頃から覚悟し、主審は配置につく時から救命具を身につけ、自身の安全を確保の上、救助行動ができるよう、練習をしておかなければならない。

#### 6. 審判員の必携品

競漕規則、審判員の号令・動作(本書)、時計、双眼鏡、救命具、筆記具、 審判員手帳、審判員バッジ、(天候により雨衣)

#### 7. 審判員のモットー

- 〇号令・正確、動作・闊達(かったつ)、判断・迅速、的確、公平。
- ○クルーに迷惑をかける審判員であってはならない。
- 〇トラブルが生じる状況をつくってはならない。

- 8. 審判実務を行う上での5原則 「安全」「公平」「対等」「連携」「説明責任」
- 9. クルーに対してイエローカード・レッドカードを呈示するときの動作 「〇〇(クルー名)、××(理由)のため、イエローカード(レッドカード)」 と号令し、 クルーに対して下図のとおりカードを示す。

正面から



横から



## 審判長の任務

審判長は当該競漕会に従事する審判員全員を統括して任務を掌握するとともに、問題が生じたら関係審判員の意見を取りまとめ、最終判定を下して通告する任務と指揮権を持つ。

#### 発艇員の号令・動作

#### 任務

発艇長は発艇部署全員を指揮統括し、自ら万全な体制を整えておくこと。

発艇員はコース規格第 12 条に定められた位置において、発艇の合図をすることを任務とする。

発艇台上の発艇員の一挙手一投足はクルーに全幅の信頼感を与えるものでなければならない。従って高度の発艇技術を練成し、かつ行い得るよう心がけなければならない。

#### (1)発艇員は

ア. 各競漕艇の艇首が発艇線上に揃ったとき (線審が線審旗を掲げる)

イ. 各競漕艇の方向が目標を指向したとき

以上の要件が整ったタイミングを即断し、機を失せず発艇させることが極めて 大切である。

従って極端に発艇定刻にこだわらない方が良い場合もあるが、原則として発 艇定刻を守ること。

ただし、TV中継等のある場合等、特に定められた時刻に発艇しなければならないときは、審判長の指示による。

- (2)発艇諸号令は、明瞭、柔らかく滑らかなリズムを保ち、短切に令し、動作は堂々とし、正確でなければならない。不明瞭な号令、緩慢な動作、躊躇逡巡(ためらいもたもたすること)はクルーの志気を低下させ、不安、不信感を持たせるので、発艇員として最も注意しなければならない。
- (3) "号令"は指示号令、予令、動令からなり、各々に語調があり、決して一本調子でないことを知らなければならない。
- (4)発艇旗の操作は決められたとおり正確に行い、不用意に上下させたり、は ためかせたりしてはならない。
- (5)発艇号令のテストを行う場合、発艇予定のクルー名を呼ぶとクルーに混乱 を生じさせる可能性があることから、プログラムで使用してないクルー名 を使用する。

※電気機器による発艇合図に関する操作、号令、動作は P. 27 を参照のこと。 発艇員の号令・動作は次のとおり。

状 況	号 令	動作・説明・注意
		動作 発艇部署は、判定部署と交信し、準備
		完了を確認し合う。
発艇部署の準備		動作① 発艇台上に立つ。
が完了した、又		動作② 次のレースに出漕するクルーの動向
は、前のレース		に注意を払う。
が発艇区域(100		注意① 発艇台上に立てば、キョロキョロ、
m)を通過し、		ソワソワしてはならない。堂々としているこ
発艇区域に入れ		と。
て良い状況にな		注意② 総立ちの必要はなく、発艇員及び補
ったら		助者の2名程度が立てば良い。
		<b>注意③</b> その位置は発艇員から一歩さがった
		位置であること。
		<b>注意④</b> 発艇部署はこの段階でクルーの確認
		をしておく。
	レース No××、	
	[種目]、[組] 	注意① 種目・組は、当該競漕会の審判長(以
		下、審判長という) の指示により、省略して
		も良い。
<b>桑瓜豆蛄</b> 1-3-2	00、レーンム、	と令し、発艇員がクルーにレーンを割り当て
一方とするクルー	·	る。(分読みは日本語で行ってもよい。)
うとするラル   を認めたとき。	<b>◇ミー</b> りり。   ( <b>◇</b> 分前)	る。(力能のは 本語 と
で見らながっている。	( VIII)	域への進入の許可となる。
		<b>注意②</b> 複数のクルーがいる時は、衝突を避し
		けるため、コース奥側のレーンから進入を指
		示すること。この場合、分読みはまとめて一
		回で良い。
		<b>注意③</b> 1×呼び込み時は「君・さん」は付け
		ずに令する。

		mel the manager to the first term of the second sec
不揃いな服装を		<b>動作</b> 発艇台上に立ち、当該クルーの服装に
したクルーがい		ついて留意する。 
たとき。		もし2分前までに不揃いであった場合は、揃
		えるように指導する。揃えるのが困難な場合
		は、審判長に報告し指示を待つ。
		説明① クルーは、出漕に際し統一したユニ
		フォームを用い、不揃いな服装をしてはなら
		ない。
		発艇位置で 2 分前までの着用は差しつかえ
		ない。
		説明② 大会で定められている場合、ユニフ
		オームに統一した都道府県名、クルー名を表
		示する。
		説明③ アンダーシャツ、アンダーレギンス
		も統一されていなければならない。
		説明④ 帽子、鉢巻(ヘッドバンドも含む。
		- 以下「帽子等」という。) も服装の一部と考
		える。従ってその色、デザイン、マークの位
		置の不統一は是正、指導しなければならな
		い。ただし、帽子等は統一された物であれば、
		着用・非着用者がいても構わない。なお、帽
		子の向きについては不問とする。
		説明⑤ サングラスは認めているが、異形の
		色つきゴーグル等は審判長に問い合わせる。
		(サングラスを頭の上にかけていることは
		不問とする)
		11   1   1   1   1   1   1   1   1   1
ブレード不統一		│ <b>動作①</b> ブレード不統一願いが提出されてい
		<b>動ff</b>
のオールを使用		
していたとき。		け 動作の カル
		<b>動作②</b> クルーにその指示を伝える。
発艇定刻 5 分前	ファイブミニッ	と令する。
元献に刻る方前になったとき。	ファイフミーツ   ツ。(スタート 5	
になりたとき。		
	分前)	(分読みは以下同様とする。)

5 分前を令した 後、発艇区域に 進入しようとす るクルーを認め たとき。	OO、レーンΔ。	と令し、発艇員がクルーにレーンを割り当てる。 注意① 5 分前を令した後、クルーへの進入許可の際の分読みは不要。 注意② クルー名を呼んで進入許可をした後、指示はレーンナンバーではなくクルー名で行う。 注意③ まだ発艇旗は持たない。 注意④ 電気メガホンあるいはマイクロホンを用いて明瞭に令する。 注意⑤ 分読み号令は1度とする。
発艇定刻が変更になったとき。 ・遅延しているとき ・遅延回復につとめていると		注意 線審、判定員、主審と緊密な連携をとり、通信は臨機応変に行うこと。
発艇定刻 4 分前になったとき。	フォーミニッツ。	と令する
発艇定刻 3 分前になったとき。	スリーミニッツ。	と令する。 <b>動作①</b> 各競漕艇の動向を注視しながら線審の艇首揃え号令を耳に入れておく。 <b>動作②</b> 各レーン前方の波の状況、障害物の有無、風向、風速、主審艇の位置を確認する。ただし、線審とボートホルダーとの間が無線機で交信される 施設の場合、線審の指示が傍受できても発艇員の諸号令は決められたとおりにすすめること。 ★ 発艇補助員は計時補完用のストップウォッチを持ち、毎回発艇号令と同時に作動させ判定 部署から問合せがあったとき教えられるようにしておくこと。

ツーミニッツ。	と令する。 <b>注意</b> ツーミニッツからゴーまでは可能な限
	り2分とすること。
	★ 2分前を令した後、持つこと。
	動作① 旗置き台(水平が望ましい)の発艇
	旗の一握り下を、右手親指のハラを旗竿に軽
	く押し当てて握り
	動作② 左指で発艇旗の左上隅をつまみ、(発
	艇旗の左上隅の部分を旗置き台から少し垂
	らしておくと握りやすい。)
	うしてはくてほうですがあり
	動作③ 旗竿の先端を左手のひらの上にの
	せ、旗とともに軽く握る。
	ツーミニッツ。

		動作④ 握った後の発艇旗の位置は、右腕、
		左腕共自然に下げ水平にする。
		at p
		A STATE OF THE STA
		1.5888 J
		11 >/ 11
		$(  \zeta   $
		111
		\
		AA
		注意① 発艇旗を不用意に上下させてはなら
		ない。
		注意② 発艇旗を持ったまま後ろを振り向い
		たり、体を左右に回すなどしたりしてはなら
		ない。
		注意③ 常に顔と全身がクルーに堂々と正対
		し、各クルーの動向を見守ること。
		注意④ 発艇員の一挙手一投足をクルーは見
		ていることを忘れてはならない。
2分前になって		☆ 発艇旗の位置はそのままで、
も服装の不統一	〇〇、服装を統	と指示する。
がある場合。	ーしなさい。	注意 是正されない場合、「帽子を脱ぎなさ
		い」等、具体的に指示すること。

イエローカード イエローカードを提示する。 を与えるとき。 00、~ (警告 と令する。 の内容)のため、 注意① 警告の理由には、フォルススタート、 イエローカー 到着の遅れ、航行規則違反の他、審判長が特 ド。 に指示する場合もある。 注意② 審判長に報告する。 注意③ 他の審判員より既にイエローカード 既にイエローカ を受けていることを当該クル一及び他のク 一ドを受けてい ることをクルー ルーに示すときは、 と令するのみで、改めてイエローカードの提 に示すとき。 〇〇、~(警告 の内容)のため、 示は行わない。 イエローカード を受けていま す。 イエローカードを提示する。 既にイエローカ ードを受けてい 〇〇、~(警告 と令する。 るクルーに2度 の内容)のため、 目のイエローカ | イ エ ロ ー カ ー ードを与えると「ド。 レッドカードを提示する。 き。

○○、イエロー と令する。

カード2枚によ

注意① レッドカードを令したとき当該ク リレッドカード | ルーが再び漕ぐことができるかどうかは、予 選、敗復、準決、順位決定戦かによって異な るので、十分注意して、審判長への報告、ク ルーへの指示を与えなければならない。 注意② 帰艇させる場合は、回漕時に他のク ル一等へ影響がないように注意を与える。

線審旗が揚が り、全艇首が 一とが 一で 一で 一で 一で 一で で の で の で の で の で り 、 と り り り し た り り り り り り り り り り り り り り り		注意① 目は絶えずクルーの動向を注視すると共に、改めて線審旗の動向、風向、風速、水面の状況、回漕中の艇の動向、主審艇の位置を視野に入れる。 注意② 発艇定刻を守ること。 ただし、レーンコンディションにより必ずしも発艇定刻にとらわれる必要のない場合もある。 注意③ レース進行が発艇定刻よりも遅れ、その回復にあるときは、線審、判定員、主審との連携を密にすること。
大がい下かのたときながいがいのかのからの動きのではがいを作ったときのできる。	00 00 00	とコールする。 動作 発艇旗を下げたままでコールする。 ☆ ロールコールの全般注意。 ① レーン順に各クルー名をコールして用意 完了を確認する。 ② 柔らかく淡々として、決して怒鳴りつけ るようにしたり、強調しすぎたりしてはなら ない。 ③ 早口にならないよう明瞭かつ柔らかく発 声し、決して立てつづけにコールしてはなら ない。 ④ 1×は男女共「君」や「さん」の敬称を つけず、姓だけをコールする。

発艇旗はそのま「アテンション。 ま保持し、ロー ルコールが終わ った後ひと呼吸 置いて。

と令する。

動作 ここまで発艇旗は下げたまま発令す る。

注意① ロールコールの終了後すぐ"アテン ション"と令してはならない。号令と号令の 間あいだには1つの"マ"がなければならな い。"ひと呼吸"の"マ"は次の行動に移さ せる心(体勢)の"マ"である。良く認識し ておくこと。

注意② "アテンション"の号令はクルーに 次の行動、すなわち瞬発的に発艇させる予令 の語である。

絶叫、怒鳴りつける調子であってはならな い。

柔らかな語調の中に鋭さのある発声でなけ ればならない。日頃から演練を重ねておくこ ہ ع

注意③ アテンションは、"気をつけ"の号令 として使用されるものである。

アテンションを	レッド・フラッ	【パラローイングPR3における動作】
令した後	グ	と令する。
		動作① 左手は握っていた発艇旗の竿先を放
		<b>ι</b> ,
		動作② 発艇旗を開きながらスッと頭上に掲
		げ
		動作③ ピタリと止め
		動作④ この間、瞬時に
		・クルーの動向、艇首の動き
		・線審の旗(一度揚がった線審旗が降ろされ
		ていないか)
		・線審若しくは主審が突然発する"発艇号令
		待て"の号令
		・水面の状況
		・主審艇の位置
		を見極める。
		注意① 振り降ろしを素早くさせるため
		・右手は発艇旗の一握り下を持つ
		・親指のハラは旗竿の下から押し上げるよう
		に軽く当て
		・手首、肘、腕、肩は硬直させず弾力を持た
		せることが肝要である。
		注意② 掲げた発艇旗は次の号令(ゴー)を
		令するまでピタリと止め微動だにさせては
		ならない。
		注意③ 発艇旗を掲げたまま、上体を前傾し
		てはならない。胸をグンと張っていること。
		注意④ 旗竿の先端は頭頂に来ること。
		注意⑤ クルーからの発艇猶予を求める挙手
		は認めない。ロールコールの終わった時点で
		艇の方向を定め、何時でもスタートできる体
		勢にしておくことはクルーの責任である。

発艇旗を頭上に		明瞭な"マ"をおいて
掲げた後、発艇	ı"— !	と短切、鋭く令する。
の要件が整った		動作① 右手でスナップを利かし、弾くよう
と判断したとき		に左手を離し、その後右腕を大きく振り降ろ
		す。
		動作② 左腕は右腕よりやや遅く降ろし、左
		体側につける。
		動作③ 「ゴー」の号令は「ゴ――」と長く
		引っ張らず、「ゴー」と短切、鋭く発声する。
		動作④ 「ゴー」の号令と同時に発艇旗を振
		り降ろしたとき、
		素早く
		〇線審旗はそのままか。
		〇線審が赤旗を振っていないか。
		〇主審が赤旗を振っていないか。
		○主審艇が素早くレースに追随しているか。
		〇全艇異状なく発艇したか。
		を一瞬の内に確認する。
		動作⑤ 異状がなければ、各クルーの状況を
		100m 線を通過するまで振り降ろした発艇旗
		はそのまま保持して監視する。
		動作⑥ その後、発艇旗は上に揚げず左手を
		そえ、足元で取り込む。

注意① 「ゴー」の号令と発艇旗の「振りは じめ」は全く同時で、いずれに遅速があって はならない。 注意② 発艇旗を振り降ろした瞬間、あるい は振り降ろすとき体を右に傾けてはならな い。(上体は直立させたまま腕の付け根から 大きく鋭く振らねばならない。) 注意③発艇補助員は「ゴー」の瞬間、補完用 のストップウォッチを作動させる。 注意4) 判定部署は発艇号令直後発艇部署に 対し、発艇確認をすること。無線交信の語は 「こちら判定、ただいまの発艇号令とれまし た」、発艇部署は「発艇了解」と応答するこ ہ ع 発艇号令後しばらくしても判定部署から確 認が入らない時は、発艇部署から判定部署へ 「今のスタートはとれましたか」と確認する こと。 注意⑤ ④のことは事前に判定部署と発艇部 署の間で打ち合わせ省略することもできる。 スタートやり直 ロールコールを と明瞭に令する。 開始して(「クイ 注意① 発艇旗を揚げた後であれば、「スター し。 ックスタート」 トやり直し」を宣言してから旗をゆっくり降 と令して)から ろす。 発艇を中止する 注意② 発艇手順を再開するときはロールコ 必要が生じたと ールから始める。クイックスタートの場合は 「クイックスタート」と令するとこ き。 ろから始める。 注意③ コンディションの急変、その他の理 由で通常のスタートからクイックスタート に切り替える場合は、クルーに対し

てその旨を明確に指示しなければならない。

線審が揚が揚い、 再び線 を発を を発ったとき。 からある。 からは、 からは、 からは、 かったと。 なり、 のたった。 のたった。 なり、 のたった。 なり、 のたった。 なり、 のたった。 なり、 のたった。 なり、 のたった。 なり、 のたった。 のた。 のた。 のた。 のた。 のた。 のた。 のた。 のた。 のた。 の	テンション。 ゴー! このレースはク	と令し、発艇旗を掲げ、引き続き明瞭な"マ"をおいてと短切、鋭く令する。動作発艇旗の操作は前述のとおり。この場合、動作も号令も早くなる傾向にあるので、落着きが肝要である。 と通告する。 注意① クイックスタートを行う場合は審判長に報告した上で実施すること。 注意② このような気象状況ではレース運営
め各 艇 首 の 揃 い、方向維持が 困難でやっと線 審旗が揚がるよ うなとき)		が遅れがちになるので発艇員は線審、判定員、主審とよく打ち合わせ連係を密にして遅れを回復するよう、またそれ以上の遅れをさせぬよう努力しなければならない。
		注意③ クイックスタートを行うかどうか判断する場合、気象条件の他、クルーの熟練度も考慮する必要がある。注意④ クイックスタートは主としてラフコンディションの時に用いるので正規の発艇号令と誤用してはならない。厳重留意のこと。注意⑤ クイックスタートの使用を決断したら直ちに、クルーに対してクイックスタートを記明しなければならない。注意⑥ クイックスタートでスタートしてスが再スタートとなった場合、原則としてスが再スタートとなった場合、原則としてはならない。
発艇の諸条件が	クイックスター	と令する。

整ったら。	ト。 ( て ンレグ ( な ゴ の の ) い っ が き おい で い っ き い か ら か い っ か ら か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い っ か い か い	動作① ここまで発艇旗は下げたまま発令する。 動作② 「アテンション」と発令後、発艇旗を頭上に掲げる。 【パラローイングPR3における動作】と令する 動作③ 「ゴー」と短切、鋭く令し、同時に発艇旗を振り降ろす。 注意① 「アテンション」の号令はあまり取り急がず(せっかちにならず)令する。ラフコンディションにまどわされて決してあわてた号令であってはならない。 注意② 「クイックスタート」と発声しながら最初の艇から最後の艇までスーッと見渡し、用意の状態を見る。見終わったなら一呼吸おいて「アテンション」を令する。
線審からフォル ススタートを示 す赤旗と鐘が振 られたとき。	 止まれ! レース中止!	動作 〇即座に鐘を振り鳴らし、 〇発艇旗を頭上で大きく左右に振り全艇を 停める合図をし、 と大きく令する。
	全艇直ちに発艇 位置に戻りなさ い。	と令する。
全艇が発艇位置 に戻ったとき、 すぐ ① クルーに対 し。	ツーミニッツ。 〇レーンの〇〇 がフォルススタ ートをしたので 再スタートをし ます。	と令する。 動作 再スタートの理由を知らせる。 と通告する。

	スタートのため	と明瞭に警告する。 注意 改めてロールコールをするのが原則であるが、レース間隔が短いとき、レースが遅延の方向にあるとき、クイックスタートを用いても良い。
クルーが発艇定刻(あるいは発 艇定刻2分前) に遅れて到着したとき。	(発艇定刻2分	イエローカードを掲示しと明瞭に警告する。
発艇順序、発艇定刻の変更が必要と思われるとき。		動作 審判長へ、例えば次の要領で連絡をする。 「レース NoOO、発艇定刻〇時〇分は、〇〇のため、発艇を繰り下げ、レース No××、発艇定刻×時×分(種目××)を先に発艇させたいと思います。」注意① また何等かの理由で〇発艇のときにイエローカード、レッドカードのクルーが生じたとき。〇使用レーンを変更するとき。同様に審判長に通報し、指示を得なければならない。注意② 発艇の順序を入れ替えるときであっても、原則として、先に行うレースを、当初の発艇定刻より早く発艇させてはならない。
審判長から"了解"あるいは"指示"を得たとき。		動作① 発艇位置付近にいる当該それぞれの クルーに対し指示内容をアナウンスする。 動作② 審判長から各部署に対し "組の入れ 替え、発艇定刻の変更等"が指示されるが、 発艇員も線審、判定員、主審に連絡する。 動作③ 待機審判艇にも連絡しなければなら ない。 注意① 航行規則違反には、回漕又は発艇線

中の主審艇が航行ルを見たとき、特機のクと、機中のクルーを関がある。		に向かう艇が競漕とすれ違う際 100m手前で止ることが命じられた大会で停止しない行為、あるいは競漕艇に危険を及ぼす行為などがある。 注意② 当該クルーに対し違反行為を確認する。 注意③ 違反クルーを確認できない場合は、その旨審判長へ報告する。
主審艇あるいは		動作  当該クルーの特徴、位置、状況を無線
審判艇は		   をもって発艇部署又は付近の審判艇に通報
ш т же. о		しなければならない。
		しないればならない。 
通報を受けた発		動作① 審判艇は当該クルーを確認の上、発
艇部署及び審判		艇部署に通報する。
艇は		動作② 発艇部署は当該クルーを確認する。
		  動作③ 発艇部署又は審判艇は審判長に措置
		を具申し承認を得る。
		 イエローカードを提示し、
エローカードが	〇〇、航行規則	と警告する。
提示されていな	違反のためイエ	
い場合、当該艇	ローカード。	※もし、当該艇が発艇位置に到着する以前に
がボートホルダ		主審または他の審判からイエローカードの
一に保持され、		艇時を受けている場合は「〇〇、航行規則違
ツーミニッツを		反のためイエローカードを受けています。」
令した後		と発するのみで、改めてイエローカードの提
		示は行わない。

既にイエローカ ードを与えると「ド。 き。

るクルーに2度 の内容)のため、 と令する。 目のイエローカーイェローカー

ードを受けてい ○○、~(警告 | イエローカードを提示する。

00、イエロー

レッドカードを提示する。 と令する。

カード2枚によ 注意① レッドカードを令したとき当該ク りレッドカード │ルーが再び漕ぐことができるかどうかは、予 選、敗復、準決、順位決定戦かによって異な るので、十分注意して、審判長への報告、ク ルーへの指示を与えなければならない。 注意② 帰艇させる場合は、回漕時に他のク ル一等へ影響がないように注意を与える。

#### 電気式発艇合図等を用いる場合について

競漕規則に従い、発艇の合図及び発艇員と線審の間の合図をランプとブザー を用いて行うことがある。

発艇長は、配置についたとき、主審の協力を得て、すべてのランプ類の動作、 すなわち赤ランプの点灯、ランプを赤から緑へ変えること、音響信号及び赤ラ ンプの点滅が正常に行われることを確認しなければならない。

また、機器の故障に備え、赤旗と鐘を携行すること。

発艇手順に関する号令・動作については以下のとおり読み替えをすること。

#### 【発艇】

- 〇発艇旗を掲げる…赤ランプを点灯する
- 〇「ゴー」の号令と同時に発艇旗を振り降ろす…ランプを赤から緑に変え、 同時にブザーを鳴らす
- 〇(フォルススタート等の場合)鐘を鳴らし、発艇旗を左右に大きく振る… 赤ランプを点滅させ、ブザーの断続音を鳴らす
- 〇(スタートをやり直す場合)発艇旗を降ろす…赤ランプを消灯する
- ※これらの動作は、それぞれ一つのスイッチにより行うことができるような 仕組みになっていなければならない。

#### 【線審】

- 〇線審旗を掲げ艇首が発艇線上に揃ったことを発艇員に知らせる…白ランプ を点灯する
- 〇 (フォルススタート等の場合) 赤旗を頭上で大きく左右に振り、鐘を鳴らす…赤ランプを点滅させ、ブザーの断続音を鳴らす
- 〇 (スタートをやり直す場合) 線審旗を降ろす…白ランプを消灯する

#### 線審の号令・動作

#### 任務

線審長は線審部署全員を指揮統括し、遅滞なく業務を遂行すること。

線審員は発艇線延長上の一端に位置し、発艇線上(スリットライン)に競漕艇のバウボールの先端を迅速かつ正確に一線に揃え、完了したとき線審旗を掲げ発艇員に知らせる。もし競漕艇にフォルススタートがあったとき、即座に発艇員、主審に知らせることを任務とする。

レース運営、殊に発艇定刻が何等かの理由で遅延しはじめたならば、発艇員と 連携を密にし、号令・動作を敏速にしてその回復に努めなければならない。

#### 線審員は線審長のもとで

- (1) ボートホルダーを積極的に迅速、簡明に指揮しなければならない。
- (2)発艇位置に到着したクルーからすみやかに揃えていかなければならない。
- (3)フォルススタートを発見したとき、一瞬のためらいもなく即座に赤旗を 頭上で大きく左右に振り、鐘を鳴らし、発艇員、主審に知らせて、当該レ ースを中止させなければならない。
- (4)信号灯発艇システムがフォルススタートを示すために視覚・音声信号の 両方を備えている場合、線審は、レースを止める信号を直接作動させても よい。
- (5)線審はレースを止めた原因等を審判長及び関係各審判員に連絡しなければならない。
- (6) ボートホルダーは線審業務遂行の大切な一員である。 適切に接しなければならない。
- (7)線審席とボートホルダーとの間を無線で交信する装置のとき、一台を発 艇台に置き、線審の指示が分かるようにしておくこと。
- (8)無線機使用の時は早口にならないよう一言一言確実、明瞭にすること。 ボートホルダーが確実に聞き取れているか否か事前に交信し合うこと。
- (9)線審位置の背景の色などを考え、線審旗を揚げる位置及び方法(まっすぐ揚げる、横に出す、両手で開く)を発艇員と事前に打ち合わせておくこと。

線審長は、レース開始 10 分前までに、ボートホルダーを配置につけ、通信が 正常に行われることを確認するとともに、すべてのレーンのステッキボートを 一番前から一番後ろまで動かして正常に動作することを確認し、審判長に準備 完了を連絡する。

※電気機器による発艇合図と関連する艇首揃えの手順については P. 27 を参照。 線審員の号令・動作は次のとおり。

この号令はスリット透視員が行う。

状 況	号 令	動作・説明・注意
1 艇でも2 艇で		説明① 2艇以上を揃えるときは、大き
も発艇位置に到		く動かさなければならない艇から順に揃
着した艇からザ		えること。
ーッと揃えてお く。		この時、一艇ずつキチッと揃えようとせず
		説明② 基準、目安を形成する為でこの
		場合精密である必要はない。その後、そ
		れに倣って揃えると揃えやすく、微調整
		はあとの段階で良い。
	× レ ー ン × m(cm)、(前)(後)。 ヨシ。 ありがとう。	と令する。 注意 揃え終わったら「ヨシ。ありがと う。」と言って指示を解除する。
全艇、それぞれ発 艇位置に到着し たら素早く。	(号令上記による) 線審旗ヨシ。	動作 発艇線上(スリットライン)に艇首先端(バウボールの先端)を揃えて行く。
		注意① ステッキボートの構造等によっては、ボートホルダーが艇を動かしてから、艇の位置が安定するまでに時間が掛かる場合がある。競漕会ごとの施設の癖を早く把握すること。 注意② もし「前」又は「後」の号令で漕ぐクルーがいたなら、線審から「〇レーン漕がないように」と指示した方が良い。

注意③ 風などで艇首を風上に向けて待機しているクルーがいるときは(斜めについている)

「〇〇、艇首を目標に向けるように」と 指示をし、その間に揃える。

揃え終わったら「ありがとう」と言って 指示を解除すること。

注意④ 一度に複数のレーンに対して艇 首揃え号令を令してはならない。「ヨシ、 ありがとう」の号令がどのレーンに対す るものか分からなくなるからである。

注意⑤ 1 艇を揃え次に移るとき何mか、何 cm かなど考えながら行ってはいけない。長さはあくまでも目安に過ぎず、正確な長さをいうよりも、素早くボートホルダーに指示することを優先しなければならない。

注意⑥ m、cm単位でボートホルダーを 指揮すること。(正規のバウナンバーの底 辺は 15 cmであるので目安とすることが 出来る。)必要と思われるとき、「少し」「も う少し」という言葉を使い、「チョイ」等の 言葉は使ってはならない。

「少し」「もう少し」といった場合の長さは概ね腕、手の伸縮で修正できる範囲をいうが、機械式等、微調整の効く設備の場合、無理に腕の伸縮で揃えさせる必要はない。

注意⑦ 発艇定刻2分前までには揃え終わるよう努めること。

注意® 赤旗はフォルススタートのとき にのみ使用するため、ちらつかせたり、 風でなびかないよう取扱いに注意する。

注意 ⑨ 無線機を使用せずボートホルダーへの指示を行う場合、発艇員が分読み号令を行うときは、修正号令を中断し、発艇員の号令を優先させること。

		注意⑩ 幾度も発艇号令を中断させることなく、素早く揃えるようボートホルダーを指揮すべきである。
発艇線上(スリットライン)に全艇 首(バウボールの 先端)が揃ったと き。	線審旗ヨシ。	と令する。 動作 線審旗を迅速に発艇員がはっきり分かるように揚げる。そして発艇を待つ。 注意① 一度揚げた線審旗は風のはためきは別として旗竿をフラ動かしてはならない。 注意② 一人で線審旗、反対の手掲げるようを持つこと。両手に赤旗が左右に大きはがまれるよど。 注意③ 線審旗を揚げたが、微調整が可能と判断したときは、線審旗であるとのではを指示したときは、線審旗である。 注意④ 線審長は、縦首が不前いと判断したときは、線審長は、が不前に対して指導しなければならない。
全艇異状なく発艇したとき。	"ヨシ"	と小さく発声して自己確認をする。  ☆ スリットライン透視の線審員の背後にもう1名線審員が立ち、発艇旗の振りの瞬間、ポンと肩をたたいて瞬間を知らせる方法もある。  動作 揚げた線審旗は競漕艇全艇が100m線を通過するまでそのまま保持する。

ロカス がって がって がって と場 でいい は がって と 場 微 い 場 合 )。	×レーン、×cm	と令する。 注意 スリット透視員は旗操作者にすぐに「線審旗降ろせ」と指示しなければならない。 動作 旗操作者は揚げていた線審旗を迅速に降ろし、と令し、修正する。
×レーンの艇首 修正が終わった とき。(全艇が揃 う)	ョシ、ありがと う。	と令する。 動作 同時に線審旗を揚げる。 注意① 「ヨシ、ありがとう」と令した のちすぐ線審旗を揚げる。間をおいては ならない。 注意② 再修正終了後、ボートホルダー に対する号令は「ヨシ、ありがとう」だ けで良い。
「ロールコール」 が始まり「ゴー」 の号令が令され るまでの間、揃っ ていた艇首(線審 旗を揚げている) が不揃いになっ たとき。		と発艇員に対し明瞭に通告する。 動作① 同時に揚げていた線審旗をすばやく降ろし、 動作② 当該競漕艇艇首を迅速に揃える。 注意 ロールコール終了まで待つ必要はなく、修正するタイミングで即座に「発艇号令待て」を発する。
当該競漕艇艇首を再び揃え終わったとき。		とボートホルダーに対し明瞭に通告する。 同時に線審旗を明瞭に揚げる。

フォルススター	「フォルススタ	とためらうことなく迅速に発声する。
トを発見したと	<b>一ト」</b>	動作① 同時に線審旗を降ろし、赤旗を
き。		頭上で大きく左右に振り、鐘を鳴らし、
		発艇員及び主審に知らせて当該レースを
		中止させる。
		動作② レースを止める動作は、競漕艇
		が止まるか、発艇員あるいは主審がレー
		スを止める号令と動作をするまで続ける
		こと。
		動作③ 信号灯発艇システムがフォルス
		スタートを示すために視覚・音声信号の
		両方を備えている場合、線審は、レース
		を止める信号を直接作動させてもよい。
		注意① フォルススタートは瞬時に判る
		ことである。即座に動作を行わなければ
		ならない。
		注意② マイクロホン、電気メガホンを
		用いているとき、それらに「フォルスス
		タート」と吹き込んではならない。
		注意③ したがって、線審旗を揚げた時、
		スイッチの ON、OFF の切り替えを確実に
		しておくこと。
		注意④ 発艇員の間合を計って発艇合図
		│ │の寸前に舵手、漕手が発声して漕ぎ出す│
		クルーがある。これもフォルススタート
		である。
線審員は直ちに。		こので。   動作 審判長及び関係各審判員にフォル
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		ススタートをしたレース No、レーン No、
		クルー名を通報する。
		DECEMBER OF THE PROPERTY OF TH
		  注意 もし複数のクルーがフォルススタ
		一トを犯した場合、線審はフォルススタ
		ートを引き起こしたクルーと、そのクル
		一に誘発されてフォルススタートに至っ
		たクルーを区別して発艇員に伝える。
		にノルで上がして元成長に囚人の。

#### 主審の号令・動作

#### 任務

主審は審判艇に搭乗してレースを追航し、各競漕艇が与えられたレーンを正し く漕行しているか否かを監視することを任務とする。

なお、主審業務を行う審判が乗艇する艇を審判艇という。複数の審判艇の中で、当該レースの主審を行う艇を主審艇という。

- (1) そのため主審は常に主審艇を各競漕艇の進行状況を見るのに最も効果的な位置に置く。
  - ア. 各競漕艇の漕跡を判定し、接触、妨害が生じたときその責任の帰属を即 座に決定しなければならない。
  - イ. レーン侵害、接触、妨害をひきおこす恐れがある場合は当該艇に警告(注意)を発し、またレーン内に浮遊物、危険物の流入、その他危険が生ずるおそれがあるとき、あるいは緊急のときは、当該艇に操舵指示を与える。ウ. 判断、処置、決定は迅速、的確、公平でなければならない。
- (2)他クルーより著しく遅れたクルーがあったとき、主審はそのクルーよりも先行している複数クルー、特に何杯上がりかの動向を監視する必要があると認め、主審の警告が届かない状態のとき、主審艇は引波を十分考慮しつつその遅れているクルーを追い越すことができる。

そのことによって遅れているクルーが多少とも波をかぶり漕ぎにくくなることは気の毒であるが、それはそのクルーが忍ぶべきである。

それ以上に主審は競漕中の各艇の漕跡の正当性を判定し、接触又は妨害の起こった場合、その責任の所在を即座に決定しなければならない重要な任務がある。

この決定は主審だけが行う。

- (3) レースを追航するいかなる船艇も主審艇の先に出ることは許されない。 ただし、写真報道・テレビカメラ艇など、その追随が有益であると審判 長が認めた場合は、この限りではない。その場合は、安全を第一に考え、 引き波やレースへの影響に十分注意し、主審も適切な表現をもって指示を 与えなければならない。
- (4)審判艇には主審と操縦者以外の荷犬も同乗してはならない。 ただし、審判員試験、あるいは審判員教育、補佐をする必要があるとき、 報道・放送への寄与など、審判長が特に認めた者についてはこの限りでは ない。
- (5) プログラムなどで主審、副審と区別して編成されているのを見受けるが、 レースごとに1艇ずつ交互にレースを追航、監視するとき、それは全部「主 審」である。

あるレースに複数審判艇が追航監視をするときは、どちらか1艇が主審 でどちらか1艇が副審と決めなければならない。ただし、すべての決定は 主審が行い、副審はそれを補佐するのみで決定権はない。

- (6) 転覆·落水のほか、過呼吸(過換気症候群)などにより艇上において意識 不明者等が発生している現状では、主審はレース中に限らず、フィニッシュライン通過後も注視観察をしなければならない。
- (7) 審判艇乗務者は必ず救命具を着用し、審判艇には必ず救命用具(ロープ付浮輪、カギ竿等)を積載して、素早く対応出来るようにしておくこと。
- (8) 審判艇操縦者は燃料量、エアー抜きをレースが始まる前(その他随時) 確認すること。操縦中はレーン境界ロープ、レーンブイの切断に十分注意 すること。(この事はレース中断の事態を招く)

主審の号令・動作は次のとおり。

	-189007 = 83 7 8	
状 況	号 令	動作・説明・注意
主審が部署配置		動作 赤旗、鐘は素早くに持つことができ
を完了したと		る位置(艇内)に置く。
き。		
発艇員が3分前		動作① 主審艇上に起立する。
を令したとき。		動作② 各競漕艇の動向を注視する。
		動作③ 線審の号令、レーン前方の障害物
		の有無を注視する。
		動作④ 手元の組合せとレーン順の競漕艇
		を照合する。
		動作⑤ 上がり数を確認する。
		注意① 各競漕艇を注視するだけでなく、
		発艇員からの連絡の有無にも留意するこ
		ا کی
		注意② 雨衣着用の時フードはかぶらない
		-   こと。待機、回航の時はかぶっても良い。
発艇員が2分前		動作① 白旗を利き手にはためかないよう
を令したとき。		- に持ち、反対の手に電気メガホン(マイク
		ロホン)を持つ。
		動作② 各競漕艇の動向を注視する。
L		

スタートライン	注意 白旗、電気メガホンは即座に使えるように主審艇の風防にさしかけて持って良い。 ただし、白旗は風ではためかないように旗布の下端と旗竿を一緒に握っておく。  注意 選手からスタートラインでの挙手が
ペップ・ファイン でイエローカー ドが通告された クルーから、異 議の挙手があったとき。	ないか、見逃さないよう、注意すること。 動作 挙手があった場合はクルーに事情を 聴取し、審判長に状況を説明、または具申 すること。
発艇号令で各競 漕艇が発艇した とき。	動作 瞬時に発艇した各競漕艇及び線審の動向を見極め、 〇 相寄り、レーン侵害がないか。 〇 線審旗はそのまま揚がっているか。 〇 線審から赤旗と鐘が振られていないか。を瞬時に視認する。
フォルススター ト、相寄り、レ ーン侵害がない とき。	動作 「ヨシ」と声を出して自己確認をする。 注意 発艇から"ヨシ"と自己確認をするまでの間は競漕艇の状況、線審の状況を瞬時に見極めなければならない極めて重要な瞬間である。
各競漕艇の動向を監視するとき。	 動作 主審艇操縦者に各レーンの漕跡が見 やすい位置につけるよう指示を与える。(舵 手なし艇の場合操舵標識視認の妨げになら ないよう注意すること。) 注意 方向維持不安定な艇を早期に発見 し、留意しておくことが必要である。
競漕中の全艇を 停めるとき。(コ ースコンディシ	 動作① 鐘を振り鳴らす。(鐘を鳴らすよう 操縦者に指示しても良い。) 動作② 白旗を素早く赤旗に持ち替える。

•		
ョンの悪化によ		動作③ 頭上で大きく左右に振る。同時に。
りレースが安	止まれ!レース	と大きく、鋭く令する。
全・公平に続行	中止!	注意 この動作・発声は全艇が停止するま
できないことが		で反復継続しなければならない。
明らかな場合も		
含む。)		
①フォルススタ	ただいまのスタ	と令する。
ート、発艇時の	ートで〇〇〇が	
トラブルによっ	あったので再ス	動作 直ちに審判長、発艇員に状況と主審
て全艇を停めた	タート(又はレ	のとった処置を連絡しなければならない。
とき。	ース) をします。	
	全艇直ちに発艇	注意 マスターズレースにおいて 100m 以
	位置に戻りなさ	内での艇の故障申告があった場合は、赤
	い。	旗・鐘でレースを停めて、再スタートとす
		る。
②接触・妨害な	各艇その場で待	と通告し、
どのため「レー	   機。	
ス中止」が妥当		動作① 当該艇に状況を説明し、(場合によ
と判断して全艇		  っては当該艇から事情を聴取する)
を停めたとき。		動作② 審判長に状況を報告し、併せて「レ
		   ッドカード (除外相当)、直ちに再レースが
		できるかどうか」の意見を具申する。
		動作③ 審判長より指示があった後、当該
		艇に判定内容を通告する。
(1)直ちに再		動作① レッドカードをクルーに見やすく
レースができる		提示し、
とき。	〇〇、(理由)の	動作② 〇〇、(理由)のため、レッドカー
		ド。と令する。
	ード。直ちに再	
	レースをしま	
	す。全艇(その	
	他のクルーは)	
	直ちに発艇位置	
	に戻りなさい。	

(2)直ちに再	〇〇、(理由)の	と令する。
レースができな	ためレッドカー	注意① "レッドカード"を令したとき当
いとき。	ド。	該クル一は原則として再び漕ぐことはでき
	全艇(その他の	ないが、大会によっては競漕委員会の判断
	クルーは)再レ	で予選に限って当該クルーを最下位付置と
	ースをします。	して、次のラウンド(敗者復活)以降での
	発艇時刻等詳細	出漕を認める場合があるので、十分注意し
	については競漕	て、審判長への報告、クルーへの指示を与
	委員会から後で	えなければならない。
	発表されます。	注意② 直ちに再レースをするかどうか
		は、レースを中止した地点、レースの種類、
		レース間隔を総合して即座に判断し、審判
		長に具申し、指示を得なければならない。
競漕中、あるク		動作① 白旗を、頭上に腕を伸ばし、手首
ルーに警告(注		を折ることなく、旗竿まで一線にして揚げ
意)を与えると		た後、
き。	00!	と大きく、鋭く令する。
		動作② 揚げた旗を降ろす場合は、警告(注
		意)を与えたクルーが進むべきサイドに倒
		し、しばらく水平に保持する。その後、取
		り込む。
		これは操舵指示ではなく、主審の警告の理
		由(回避すべき方向)を示す動作である。
		注意① 当該艇の固有名を呼称する。
		注意② 固有名は当該艇に判るように明瞭
		に略しても良い。
		注意③ 一度で聞こえるように警告(注意)
		するべきであるが、聞こえにくい場合は再
		度令して良い。緊急のときは連呼して良い。
		ただし警告(注意)以外の指示はしないこ
		٤.
		注意④ 主審艇の監視位置は艇数、上り数、
		競り具合により異なるが、特に順位争いの
		場合は留意しなければならない。
I .		

	注意⑤ 当該艇の真後ろに位置して監視する方が有効であるが、複数の艇を監視し、警告(注意)をするときは最も判別し度の警告であると共に、できるの位置であることができることができることができるととができるととができるととができるととができるととができる。 1 × と操舵標識、目標が見えにくるので注意⑥ だっている艇の間になるを置いて、その視界を妨げてはならない。 注意⑥ 中間タイムの測定を妨げる位置に主審艇を置いてはならない。 注意⑧ ローンより外れ、度々の警告に良い場合のレーンに戻れ」と令して良い。この号令は有効である。
〇〇(クルー 名)!前方障害 物。 競、(右。左。)	と大きく、鋭く令する。  同時に 動作① 白旗を素早く頭上に揚げ、直ちに 動作② 揚げた白旗を操舵すべき方向(右) (左)に水平まで大きく振り降ろし、その まま維持する。  注意① 緊急を告げるためクルー名と「麓、 (右)(左)」を連呼して良い。
	右はバウサイド方向、左はストロークサイド方向である。 舵手なし艇の漕手にとっては左右が主審の 指示と逆になるので留意すること。

•	i	
		注意② ただし、白旗の水平維持方向はそ
		のままとする。
		注意③ この号令・動作を競漕艇に対する
		「一般の警告(注意)」に使用してはならな
		い。
競漕中、クルー		動作 白旗を頭上に真直ぐ揚げ
の安全及び艇と	00 (クルー	と令する。
装備を守るた	名)!	
め、緊急を要す		
るとき。	Д 640.	注意 特に緊急を要する場合に行う。
		☆ 最後尾艇(1艇又は複数艇)が非常に遅
		れてフィニッシュラインを目指していると
		き、主審艇はそれらのレーンを外れ、フィ
		ニッシュライン手前 20m 程の位置で停止
		し、待つ。50m も離れて停止、待っている
		様な形であってはならない。
		確認の後、裁定の旗を揚げる。 
   各競漕艇がフィ		
ニッシュライン		
に到達し、		
①デッドウエイ		と言う。
	デッドウエイト	
あるとき。	を確認します。	
		動作 確認し、"ヨシ"と自己確認の後
その後当該クル	ありがとう。	と言う。
<b>一に</b>		注意 競漕中に問題が有る無しにかかわら
		ず、デッドウエイトの確認は先に行うこと。
		☆ 国体、インターハイ、高校選抜等、監
		視体勢が確立されている時は、乗艇桟橋で
		確認する方法もあるが、それ以外の場合は、
		審判長の指示する部署で行う。

②競漕中の問題 有無確認の方法 は		動作と注意① 主審は、主審艇を停止させ、レース結果に問題がなかったと判断し、クルーからも異議がない場合、白旗を揚げる。この場合、主審艇の停止位置はフィニッシュラインの手前であっても良い。なお、漕手の安全上の問題、異議への対応、デッドウエイトの確認等クルーに近寄る必要がある場合はこの限りではない。 注意② まずクルーに異状があるか、ない
		かを確かめること。見すごしてはならない。 注意③ 出来る限りフィニッシュライン到 達順を把握しておくこと。 注意④ 1 艇ずつ確実に見て、異議がない ことを確認すること。 注意⑤ 指示喚呼するのも良いがおおげさ でないこと。また、白旗で差し示さないこ
		と。 注意⑥ 決してザーッと見てはならない。
③競漕中、問題がないとき。	ヨシ。	と発声して自己確認する。 動作① 白旗を頭上に両手で広げて揚げ、 全クルーに示す。
	【パラPR3種 目のみ】 ホワイト・フラ ッグ	【パラローイング P R 3 における動作】 と令する
		動作② クルーを注視しながら、そのまま 判定部署の方向に向き、白旗を判定員に示す。
		動作③ 判定部署の白旗を確認後、再度クルーの方向に向き直り、白旗を全クルーに示した後に降ろす。
		注意① 主審は、揚げた白旗を判定長が確認したことを示す白旗を視認すること。

		注意② 判定部署より何等かの連絡事項があるかも知れないので回航に移る前、しばらく判定部署を注視すること。
レース中、操舵 不適切、あるい は自己のレーン を守り得ず度々 警告(注意)を		イエローカードを提示し と令し、応答を確認する。
受けたクルー、 注意に従おうと しないクルーが いる場合、白旗 掲示の後		説明 同一レースで度重なる注意を受けた クルーがあった場合、フィニッシュ後、(白 旗掲示の後) イエローカードを与えること ができる。
④フィニッシュ 後、クルーから の異議があった		動作① 赤旗を頭上に両手で広げて揚げ、全クルーに示す。
とき、又は、そ の競漕が正常に 行われなかった と認めたとき。	【パラPR3種 目のみ】 レッド・フラッ グ	【パラローイングPR3における動作】 と令する
		動作② クルーを注視しながら、そのまま 判定部署の方向に向き、赤旗を判定員に示す。
		動作③ 判定部署の白旗を確認後、再度クルーの方向に向き直り、赤旗を全クルーに示した後に降ろす。
	各クルーそのま ま待機。	と令し、 各クルーにその場所での待機を指示し、
		動作④ 主審の見た状況を説明、あるいはクルーの主張を聴取して、
		動作⑤ 審判長に状況の説明と処置の具申をする。

		動作⑥ 審判長の指示を得たのち、各クルー待機の位置に戻り 動作⑦ フィニッシュライン到達順通りとする時は速やかに白旗を揚げる。
	──○○たー(あみ行レ細よれのから。 (理レーのが、のにクレーはりまれがでいる。 はいのがでである。 ではないではないではできる。 のカーののをはいる。 ではないではいる。 一〇たー(あみ行レ細よりではない。 はいではいる。 はいまればいる。 はいななな。 はいななななな。 はいななななななな。 はいなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	当該クルー及びその他のクルーに対し、と令する。(白旗は揚げない。) 動作① 当該クルーにレッドカードを提示する。 動作② 除外対象のクルーには理由を説明する。
④の(2) 当該クルーを除 外(失格)して 再レースを行わ ないとき。	〇〇、(理由)の ためレッドカー ド。 その他のクルー の順位はフィニ ッシュライン到 達順です。	する。 動作② 除外対象のクルーには理由を説明
⑤転覆、落水、 浸水艇、停止艇、 クルー異状のと き。		審判艇操縦者に対し、〇レーン〈沈〉〈落水〉〈浸水〉〈停止〉〈異状〉急行! と指示し、 動作① 人命と安全第一を考え、転覆艇落水者、浸水艇、停止艇の所に急行する。 動作② 転覆艇、落水者、浸水艇、停止艇に接近する時は必ず風下側から寄り、自身の転落を防ぎつつ、救助用具を手に持つこと(審判艇乗務員は救命具を必ず着用すること)。

動作③ 風上側から寄ると風に押され、艇、 落水者に乗り上げるか、離脱できなくなる 可能性があり、救命具を投げたときに風に 乗って目標物から外れやすい。

動作④ 審判長へは通信機をもって第一報 を入れ、その後状況を逐次報告すること。

動作⑤ 救助艇がある場合は通信機をもって通報し、急行を命じること。(救助艇の行動は以下と同じ)

必要に応じ、待機中の審判艇に残りのレース艇への追航を依頼。

動作⑥ 救助艇がいない場合は次の処置をとる。

・選手に救助の要否を問う。

ただし、状況を見 (乗艇して漕ぐ意思表示をしていても)、救助の要あり、と判断したときは「危ないから救助します」と声をかけた後直ちに救助作業を行う。

- ・当該艇が停止し、落水者を乗艇させる行動の場合、状況を見守る。ただし、泳いでいる場合は"泳ぐな"と命じ直ちに救助作業にかかること。
- 浸水艇の場合
- 救命具をつけさせ
- 泳ぐことを禁じ
- オールを水平に維持させ
- ・艇内に座っていることを命じる。
- ・意識不明者が艇上にあるときは転落を防 ぎ、他審判艇(救助艇)の応援を求め、救 助作業を行う。

動作⑦ いずれの場合でも人命、安全第一を認識の上、併せてできる限り他の競漕艇の競漕状況を監視し、救助作業終了後、フィニッシュラインに向う。

レース終了後、 審判艇回航のと 動作と注意① あらかじめ審判艇の回航レーンを決めておくこと。

き。		注意② 回航のとき、波をたてないようにすること 注意③ 回航レーンが競漕レーンに近い距離で、競漕艇と行き交うときは、距離をおいて停止し、競漕艇が通過し終わったのち、回航すること。
		注意④ 回航のとき、あるいは停止・待機のとき、いずれの位置であっても絶えず主審艇の動向、競漕艇の状況を注視し、緊急即応の体勢であること。注意⑤ 回漕中、ウォーミングアップ中、クールダウン中の各艇が、競漕規則第35条及び同細則、その大会の航行規則に従っているか否かを常に注意し、適切な警告(指導)を行わなければならない。もし重大な違反があった場合は、当該クルーに警告(注意)を与えイエローカードを提示し、審判長及び発艇員に報告する。
	〇〇、航行規則 違反のため、イ エローカード。	示し、 動作② と令する。
既にイエローカ ードを受けてい るクルーに2度 目のイエローカ ードを与えると	イエローカー	イエローカードを提示する。 と令する。
き。	〇〇、イエロー カード2枚によ りレッドカード	レッドカードを提示する。 と令する。

# 判定長・判定員の号令・動作

# 任務

判定長は判定員、計時員、判定補助員を掌握して競漕艇の着順判定を行うことを任務とする。着順表を作成するにあたっては正確な順位を記入し、かつ記載事項全般にわたり点検の上、署名する。なお、判定員に余裕のあるとき、スリット透視、白旗掲示など分担、あるいは兼務させて良い。

判定員は、判定長のもとでフィニッシュライン延長上の一端に位置して、各 競漕艇のバウボールの先端がフィニッシュラインに到達する瞬間の順序を正確、 沈着、冷静、公正に判定識別することを任務とする。

- (1) 判定長は、目視で確認できる限り、競漕艇全体と主審艇の動向を見、着順を判定したのち、その場で主審艇を注視する。
  - ア. 主審がそのレースが正常に行われたことを示す白旗を揚げたとき、直ちに確認したことを示す白旗を揚げ、着順表を作成し、署名して審判長に提出する。
  - イ. 主審が赤旗を揚げたときは、白旗を掲げて了解を示し、着順表の作成を 保留し、審判長あるいは主審からの指示を待つ。
  - ウ.イの場合、着順表に審判長あるいは主審からの指示内容を記入する。
- (2) ブザー担当判定員は、競漕艇全体の動向を見るとともに、
  - ア. 各競漕艇のバウボールの先端がフィニッシュラインに到達する瞬間ごと に当該クルーに完漕したことを示す合図をする。
  - イ. 合図は音(ブザー)をもって行うことを原則とする。
  - ウ. 同時に到達順を把握する。
- (3) ブザーを担当しない各判定員は同様にスリットラインを透視し、クルー の到達順を把握する。また白旗掲示などを行う。
- (4) 判定長及び判定員は
  - ア. 発艇部署と連携を密にし、通信設備や計時のリハーサルを行う。
  - イ.スピーカー、あるいは通信機から流れてくる発艇員の分読み号令、発艇 号令はいうまでもなく、諸連絡事項を聞き逃してはならない。
  - ウ. 上がり数を確認しておく。
  - エ. 発艇号令の傍受は常に行い、時計を押し、計時(タイム)に空白を生じ させない。
  - オ. 計時員、判定補助員がもしざわついているときは静粛にするよう命じる。

判定長、判定員の号令・動作は次のとおり。

状 況	号 令	動作・説明・注意
スピーカーある いは通信機で発 艇部署の発艇号 令(ゴー)が聞 こえたなら (もし、聞こえ ない場合)		動作① 発艇部署へ「ただいまの発艇号令とれました」と通信機で確認送信をすること。  動作② 聞こえなかった時は、すぐ「ただいまの発艇号令とれませんでした、経過時間を送って下さい」と要請すること。
ブザー担当の判定員は、競漕艇の先頭がフィニッシュライン手前100mに差しかかったとき。	ヨーイ	と大きく令する。 動作 ブザーボタンに軽く親指のハラを乗せ、ボタンを押す用意をする。(固定式の場合は人差し指でもよい) ☆ この「ヨーイ」の号令は判定部署全員に対し、判定準備を促すものである。 メリハリのきいた号令であること。 注意 判定員は原則として複数を配置する。
競漕艇がフィニ がインにを がったとき。 がったとき がったとき がったとき がったと がった がった がった がった がった がった がった がった がった がった		動作① スリットラインを透視する。 動作② ブザーボタンに乗せた親指(又は 人差し指)はそのまま。 注意 競っていたり、フィニッシュライン 間際で入れ替わったり、あるいは雪崩込ん で来るかも知れないとき、冷静に事態を見 ておかねばならない。 判定長 動作 競漕艇全体の状況を注視 し、順位を把握する。 全般注意 大差で遅れているクルーはメモ して必要とするレーンを "絞って" おくと 判定しやすい。
先頭艇から順に フィニッシュラ インに差しかか	〇番	と予令をし、 ※バウナンバーを呼称する。

ったとき。		
艇首先端(バウ	テ!	と大きく鋭く令し、同時に
ボールの先端)		動作 ブザーボタンを押す。
がフィニッシュ		説明① 当該レースの最後尾艇までフィニ
ラインに到達す		ッシュライン到達順に
る瞬間	〇番、テ!	と令し、ブザーを鳴らし着順を把握する。
	〇番、テ!	
		説明② フィニッシュライン手前どれ程の
		とき予令(〇番)を発すれば良いかは各々
		の艇速によるが"〇番"と"テ"との間は
		一呼吸と見れば良い。
		8 + 、4 + 、1 × 等の艇速(秒速)を計算
		しておくこと。
		判定長・判定員 動作 手元の用紙に到達
		順をメモする。
		注意① ブザーボタンの"遊び"は事前に
		どの程度か、承知しておくこと。
		注意② フィニッシュライン手前で入れ替
		わる可能性のある場合、雪崩込んで来る場
		合、予令は与えなくても良い。ただし、ブ
		ザーは必ず鳴らし"テ!"も必ず発声する
		こと。
		注意③ 各艇首先端(バウボールの先端)
		がフィニッシュラインに到達する瞬間のブ
		ザー音に遅速のバラツキがあってはならな
		l',
		注意④ 艇首先端(バウボールの先端)が
		フィニッシュラインに到達する瞬間の視認
		号令「テ!」と動作(ブザー音)は同時で
		あること。
		注意⑤ 押したブザー音は長音ではなく短
		音で鋭いこと。

		説明 "〇番"と予令をし、艇首先端(バウボールの先端)がフィニッシュライン到達の瞬間に「テ!」と同時にブザーを鳴らすことを高度に求めている理由は、音によってストップウォッチが止められている現在、もしブザーが鳴らなかったときの補完策である。従って声と音は同時で、かつ「テ!」は必ず明瞭に発声しなければならない。
各ん二にるはれ予とそ競問の当時を問題のでは、順る与きでといった。はのはとえなには、これではいかにない。	テ!テ!テ!	動作 フィニッシュライン到達の瞬間順位を確実に把握しながらと鋭く令し、同時にブザーを鳴らす。判定長・判定員 動作 競っていたり、入れ替わったりするかも知れないとき、雪崩込んでくるとき、フィニッシュラインを視し、素早く到達順をメモする。注意① 接戦、入れ替りのとき、雪崩込んでくるとき、特に当該クルーと計時結果(タイム)に相違のないよう厳重、留意のこと。注意③ 極めて接戦で雪崩込み、号令とブザーで各クルーの差を区別できないとうは、1 つの号令とブザー音で合図することができる。
全艇がフィニッシュラインに到 達し、主審から 白旗が揚がった とき。		全判定員 動作 主審艇を注視し、主審の 動向を見守る。 判定長 動作① 主審艇を注視し、白旗を 明瞭に揚げ了解を示す。(白旗掲示担当を設 置して良い。) その後速やかに、

写真判定装置の 設置が係員と 事前打ちる に基づいたと したとき。	確認します。 到達順、「1, 2, 3, 4, 5, 6(※1)」、 着順(表)、上から、「1, 2, 3, 4, 5, 6(※2)」	号令 主席判定員は、メモしておいた到達順を他の判定員と読み合わせし、着順に変換して再度他の判定員と読み合わせる。 ※1 フィニッシュラインに到達したバウナンバーの順序を読み上げる ※2 着順表に記載する順位を上から読み上げる 動作② 計時結果(タイム)を点検し、着順表を作成し、署名して審判長に提出する。 注意① 写真判定装置を使用した場合、フィニッシュタイムは写真上のタイムを正じ、着順表とともに掲示することがある。 注意② 写真判定装置を全レースに使用する大会において、その装置の故障等により
		計時員のストップウォッチのタイムを採用     する場合、その旨を審判長に報告する。
主審から赤旗が揚がったとき。		動作 白旗を揚げ了解を示す。 判定長 動作 着順表の作成を保留し審判 長あるいは主審からの指示を待つ。
主審又は審判長から指示があったとき。		判定長 動作① 指示によること。 動作② 着順表記事欄に指示内容を記して おくこと。 ☆指示による着順表作成は、おおよそ次に 区別される。 〇当該クルーを(除外)(失格)(DNS) (DNF)とし、レースが成立した場合は、 着順表に具体的に記載し作成する。 〇再レースとなった場合着順表は作らな い。
着順に基づいて 艇計量を行う場 合、主審艇に対 し		動作 無線機又は表示板を用い、当該艇を 通知し、確認し合うこと。 このことは主審艇白旗掲示の後行うこと。

## 写真判定装置について

写真判定装置の普及により、写真を参考にして判定を行うことがある。また、 正式タイムとして採用することがある(タイムの採用は審判長の指示による)。 判定に使用する写真(デジタル画像を含む)は、通常のスチール写真とは異な る物なので、その原理を理解したうえで利用する必要がある。

写真判定装置のカメラは、フィニッシュライン上のみを写し、時間の経過に従って右から左へ、又はその逆に映像を記録するものである。従って以下のような特徴を持つ。

- 1. 画像の横方向は時間の経過を表す。艇の進行方向(艇首の向いている方向) へ行くほど古い時刻の記録である。
- 2. 垂直方向にはある瞬間にフィニッシュライン上にあったものが記録されている。A 艇のバウボールの先端の位置に B 艇のキャンバスが写っていれば、 B 艇が先着していたことになる。
- 3. フィニッシュライン上を動いて横切ったものが形あるものとして記録される。その動き方によっては通常見えるものとは異なった形に写ることがある。また、見かけ上の長さは、早く動いたものほど短く、遅く動いたものほど長く写る。

判定長は、カメラの設置について、スリットカメラが正しくフィニッシュラインを写しているかどうか必ず確認しておくこと。また、可能であれば、レース開始前に審判艇での模擬レースを行うなどし、写真判定装置の動作確認をしておく。

なお、写真判定を用いる場合、判定長は画像の確認により着順、タイムを点検し着順表を作成・署名の上、審判長に提出する。

# 監視員の任務

#### 任務

部署長を監視長と呼称する。舵手・漕手計量が別部署の時は舵手・漕手計量 長をおく。

監視長は監視部署全員を指揮統括し、遅滞なく業務を遂行すること。

監視員はクルーが艇に乗り降りする場所に位置し、競漕規則、クルーの出漕申込書に照らし、出漕するクルーが規定を遵守しているかどうかを点検し、必要なときは具体的に指示し、実行させることを任務とする。

# 1. 任務(点検事項)

- (1) 競漕規則に基づいて選手の体重計量を行う。
- (2) クルーのメンバー構成の確認。

当該クルーの出漕申込書に基づいてレース前のクルーメンバーの構成を点検。相違のある場合は審判長に連絡をし、指示を待つ。

- (3) 艇、オールおよびユニフォームその他の服装の確認。
  - ・シューズは緊急時に艇から速やかに離脱できる形式。 (ヒールロープを使用する場合、かかとが水平以上にならないこと) であるか。
  - ・ブレードカラーは出漕申込書とおりで統一されたものかどうか。
  - ・クルーの統一された服装。(大会要項にのっとり、都道府県名、クルー名の表示、スポンサー表示は決められた場所に決められたサイズ以内であるか、柄の相違や色褪せにより外観の異なるものはないかどうか。
- (4) 舵手が携行するデッドウエイトの乗降時の確認。
- (5)無線通信機器、携帯電話など禁止品の有無の確認。
- (6) クルーの健康状態を確認。
- (7) 艇の計量を命ぜられたクルーの計量。

以上の項目に関し、変更、あるいは違反、疑問があった場合は直ちに審判長に報告し、指示を受けなければならない。なお、点検事項の詳細は審判長又は 監視長の指示による。

# 2. 服務体制と説明・注意

監視員はレース当日の第1レース発艇定刻の2時間前までにそれぞれの役割 分担が行えるように所定の位置に集合しなければならない。

注意 第1日目は各クルー共、登録の最初の確認であるため、監視員席に一度 に参集して来る。不手際のためクルーを待たせることは出漕前の心理状態に良い影響を与えないので、十分配慮の上、分担相互間の連携を密にして、手際よ

く親切、適切に対応するよう心がけなければならない。

桟橋で出艇時に監視を行う際には、監視の開始及び終了の際にクルーに声掛け(「監視始めます」「終わりました」など)を行うこと。またクルーに威圧感を与えないよう最小限の人数で行うこと。

また、監視業務が円滑に行えるように、競漕委員会・実行委員会と、業務内 容及び服務体制について事前に十分な打ち合わせをしておく必要がある。

# 3. 主な役割分担と構成

- (1)種目ごとの出漕申込書とクルーメンバーの確認……約4名(種目ごとに 受け付けるようにすると良い。この場合上記人数にこだわらない。)
- (2) 出漕クルーとの対応者……1~2名(上記人数の中で兼務。なお混雑する場合は案内役を配置すると良い)
- (3) 舵手(漕手)の計量……2名(デッドウエイトの作製。)
- (4) クルーの乗降確認者(原則として乗降艇桟橋)……原則1クルーに対して1名(デッドウエイトの携行確認は乗艇桟橋で行う。)
- (5) 審判長との連絡担当者……1名

#### 4. 出漕申込書とクルーの確認作業

(1)必ず自己申告させる。

レースナンバー、種目、クルー名、シート、氏名(フルネームで言ってもらう)について問う。なお、都道府県名、生年月日等は必要に応じて問う。

(2) ブレード、服装も含めて点検、確認。

# ア. ユニフォーム

大会要項にのっとりクルーの都道府県名、クルー名のユニフォームへの 表示の有無。なお、国民体育大会ボート競技においては、国体総則により、 ユニフォームに都道府県名が表示されていなければならない。

「〇〇ローイングクラブ」「〇〇大学」等のクルー名表記で、〇〇の中に 都道府県名があれば都道府県名の表示として認める。

#### イ. ブレードカラー

出漕申込書の記載と照合(オールー本のみで可)。

(3) 桟橋でIDカード、又はタブレット端末等による確認を行う場合、自己申告での確認は不要とし、目視等による確認を行う。ただし、出漕申込書の写し、又はタブレット端末等を必要数用意し、変更届等の内容を反映できる体制を取っておく必要がある。

## 艇計量の任務

競漕規則に定められている競漕会での艇重量の計量は本来競漕委員会の任務であるが、その競漕会で審判団が計量を実施する場合下記の心得と任務により行う。

- 〇 部署名は「艇重量計量部署」、略して「艇計量部署」とし、部署長を "艇計量長"とする。
- 部署員は部署長の指揮のもと、相互の連携を密にテキパキと任務を遂行すると共に、クルーに対しては常に親切、適切に接するよう心がけなければならない。
- 計量対象艇については審判長より判定部署、又は艇計量部署に知らされる。 主審が通告する場合は、全クルーがフィニッシュラインに到達し、白旗を掲 示後、判定部署の指示に従って通告し、計量場所に向かうよう指示する。
- 無作為抽出により計量を行う場合、他へ情報が漏れないよう、厳重に管理 する。
- 計量の結果、最小重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とする。同一種目で2度目の重量不足を犯した場合、失格とする。同ーレースで複数クルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。
- 1. 部署の編成と担当の任務
- (1)編成

部署長……1名

艇の誘導担当……1~2名(艇着到桟橋数により増減)

艇の点検担当……2~3名(一度に搬入される艇数による)

艇の計量担当……1名

記録担当……1名

通信担当……1名 (艇計量長が担当すること)

※誘導・点検を除き、兼務しても良い。

- (2) 担当の任務は下記によるが特に留意することは、計量数値等で次のよう な場合は、直ちに審判長に報告し指示を受けなければならない。
  - ①競漕艇が主審の指示に従わず計量場所に直行して来なかったとき
  - ②競漕艇が計量を拒否したとき、署名を拒否したとき
  - ③競漕艇の重量が規定に達していなかったとき
  - ④その他、競漕規則に違反することがあったとき
    - ア. "おもり"が積載されているが固定されていなかったとき
    - イ. "おもり"が固定されているが艇内でないとき
    - ウ. 水分を含みやすい等、重量の変動するものが"おもり"とされてい

# るとき

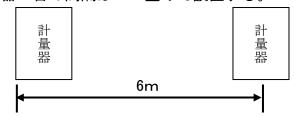
- エ. 当該クルーが無線通信機器を所持していたとき
- ⑤バウボールが 4cm 未満のものがあるので留意しておくこと。また"何かおかしい"と感じた場合、通報すること。
- ⑥特異な形質のものがあるとき

#### 2. 計量場所に常備する物

- ①計量機器(計測値は小数点第2位を切り上げるものとする)
- ②記録用紙(艇計量結果表、艇重量確認票)
- ③艇待機用ウマ(破損個所がないか予め確認し、支障のない物を揃える。)
- ④クルー誘導用ハンドマイク
- ⑤連絡用の無線通信機又は電話機

# 3. 計量機器の準備手順

- ①計量機器一式を保管場所から計量場所へ移動する。精密機器であり、高額 でもあるので慎重に取り扱う。
- ②計量器2台の間隔は6m空けて設置する。



- ③計量器に取り付けてある気泡式水平器を用い、計量器の4点の支柱を回転させて水平にする。また、がたつきがないように揃える。
- ④計量器と計量表示器のケーブルを繋ぎ、更に計量表示器のケーブルを計量 場所入口付近のコンセントに繋いで、計量表示器の電源を入れる。
- ⑤計量器には何も置かず、計量表示器の「リセット」ボタンを押して表示を「O.OO」にする。
- ⑥基準分銅(20kg)が2個あるので、1台の計量器に1個置いて「20.00」、更に1個置いて「40.00」、1個取って「20.00」、更に1個取って「0.00」を順次確認する。もう1台の計量器も同様の要領で確認する。
- ⑦次に表示の「O. OO」を確認後、1台の計量器に基準分銅を1個置いて「2O.OO」、一旦取って「O. OO」、もう1台の計量器に1個置いて「2O.OO」、一旦取って「O. OO」、両方の計量器に1個ずつ置いて「4O.OO」を順次確認する。もし、表示された重量が相違していたら水平状態等を調整し、再度計量する。

- ⑧基準分銅を下し、艇を受ける発泡スチロールや毛布を置き、計量表示器の「リセット」ボタンを押して表示を「O.OO」にする。
- ⑨正しく設置された後、何人も計量器やケーブル類に接触してはならないように注意する。万一接触した場合は計量値を確認し、必要なら再セッティングする。
- ⑩予備計量を認めた場合、予めクルーに操作方法及び自らの責任で計量する 旨を伝える。審判員はこの作業に一切関わってはならない。

# 4. 艇重量に含まない装備品

オール、バウナンバー、時計、艇内マイク等の電子機器、コックスボックス・ストロークコーチ等の計測器は艇の重量に含まず、計量時には取り外す。

# 5. 艇計量の手順

	状 況	動作・指示・説明	留 意 点
	競漕艇がフィ	①判定部署と連絡を取りどの	〇レース No と該当ク
	ニッシュライ	艇を計量するか確認する。	ル一名を確認する。
	ンに到達し、レ		
	ースが成立し		
	たとき。		
	・艇計量長は		
艇			
の			
誘			
導			
担			
当	・誘導担当は	②計量する艇を誘導し桟橋に	〇無用のトラブルを防
		つけさせる。	止するため、艇計量の
			際は艇体(リガーを含)
			む)やオールに手を触
			れないようにする。
		③待機場所まで艇を運ぶよう	〇舵手がいる場合は舵
		クルーに指示する。	手に指示する。

	状 況	動作・指示・説明	留 意 点
	クルーが待機	①艇計量長の指揮のもと艇の	
	場所の"ウマ"	点検を行う。	
	に艇をおろし	ア. 通常装備品と積載固定さ	〇以下のものは外さな
	たとき。	れたおもり以外のものを外さ	くて良い。
		せる。	・シート(固着されてい
		・オール	るパッド含む)
		・拡声装置本体	・リガー
		・バウナンバー	・クラッチ
		・コックスボックス	・艇内マイク用スピーカ
			一及び配線。
艇			・飲料水用ボトルホルダ
の			_
点			(CoxBox 用カップ及び
検			マグネットを含む)
担			・ストロークコーチの台
当			座、マグネット及び配
			線。
			・積載固定された"おも   り"
		ー イ. 艇内を点検する。	〇"おもり"でない物(重
			量が変化する可能性の
			あるもの)を"おもり"
			としていないか。
			〇水抜き穴の中、舵手席
			の奥(トップコックス
			艇)も点検する。

	状 況	動作・指示・説明	留 意 点
	クルーが艇を	①艇を計量場所に移	〇艇を傷つけることのないよ
	計量場所に移	動させる。	う、移動には細心の注意を払う。
	動し計量器に	②計量器のゼロリセ	
	載せるとき。	ットを確認する。	
	(計量器は床	③クルーに指示し、艇	○艇の一部が地面についていな
	に水平に設置	を正しく計量器に載	いかどうか確認する。
	する)	せる。	
		④艇重量を計量する。	
<b>☆</b> 7 99		⑤重量表示数を確認	〇重量表示数は艇計量長、計量
部署		する。	担当、記録担当3名で確認する。
長及び			(ただし、兼務の場合はこの限
が艇の計			りではない。)
量・		⑥計量の結果を「艇計	〇「艇計量結果表」には、計量
里:		量結果表」に記録す	したすべてのクルーについて、
録•		る。	その状況と結果を記入する。(艇
通信			製造者名も記入すると良い。)
担当			
153	規定の艇重量	①クルーに規定の重	〇計量の結果は該当クルーに告
	を満たしてい	量を満たしていたこ	げるのみで、他クルーには公表
	たとき。	とを告げ、艇を移動さ	しない。計量数値を大きな声で
		せる。	読み上げてはならない。
		②審判長に報告する。	注意 種目ごとに報告するこ
		(報告は計量の組を	と。
		まとめて良い)	
	規定の艇重量	①一回目の計量結果	〇艇の重量以外にも競漕規則に
	を満たしてい		反する事実があれば、直ちに審
	ないとき。	紙に記載する	判長に報告し、指示を受ける。
		②クルー代表者立ち	
		会いのもと、重量計を	
		所定の標準重量を用	
		いて検定し、その結果	
		を定められた記録用	

紙に記載し、クルー代 表者及び艇計量長が 署名をする。

- ③2回目の計量を行い、規定の重量を満たした場合は計量合格とする。
- ④計量を再度下回る場合には、計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者と艇計量長が署名する。
- ⑤審判長に計量結果 を報告し、記録用紙を 審判長に提出する。

に記載し、クルー代表 〇「艇重量確認票」にはクルー 者と艇計量長が署名 代表の署名が必要である。必ず する。 署名させること。

# 舵手計量の任務

#### 任務

部署名は「舵手計量部署」とし、部署長を舵手計量長と呼称する。競漕規則 第 25 条に定める舵手計量を、公正かつ円滑に実施することを任務とし、部署員 は部署長の指揮の下、相互の連携を密に任務を遂行し、クルーに対しては適切 に接するように心がけなければならない。

なお、予備計量は公式に用意した計量器で計量することであり、原則、計量回数は一回である。また、事前計量は大会側が用意した計量器でクルーが任意に計量することであり、計量回数に制限はない。

## 1. 編成

受付、計量、デッドウエイト作成、記録等、適正な人数で編成する。

- 2. 舵手計量所に準備する物
  - ①計量機器
  - ②デッドウエイト作成用具(おもり[小石等]、袋、マジックペン、ガムテープ等)
  - ③出漕者名簿
  - ④デッドウエイト連絡表
  - ⑤物置用のカゴ等
- 3. 舵手計量の手順と留意点
- (1) 舵手計量所を定め、表示する。
- (2) 舵手にレースナンバー、種目、クルー名と自己の氏名を申告させ、出漕者名簿と照合する。

名簿との相違若しくは虚偽の申告が発覚した場合、速やかに審判長へ報告 し、指示を仰ぐ。

- (3) ユニフォームのみで計量する。
  - ・帽子、時計、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等、全て含まないが、いくつかのパーソナルアイテム(眼鏡、極めて軽量なアクセサリー・指輪類、宗教上健康上どうしても取り外すことができないもの)については取り外さずそのまま計量できる。
  - ・判断が微妙なものについては審判長に報告し、指示を受けなければな らない。
  - ・舵手計量所で飲食物を摂取することは禁止する。
  - ・予備計量は、許可されている場合のみ行うことが出来る。

- (4) 計量は競漕規則に規定されている時間(出漕日ごとかつ出漕種目ごとに 各自の最初のレースの2時間前から1時間前まで)に行う。
  - マスターズ種目およびナックルフォア艇の舵手は除く。
- (5) 計量機器のゼロ表示を確認し、舵手を計量器に乗せ、重量表示が安定した時点で計測値を確定する。
  - なお、計測値は小数点第2位を切り上げるものとする。
- (6) 計量の結果、規定重量(男子種目 55kg 以上、女子種目 50kg 以上)に満たない場合、デッドウエイトを作成し、規定重量となることを確認し、舵手に手渡す。なお、15kg以上の重量不足が生じた場合、その結果を審判長に報告し、指示を受けなければならない。
  - ・男女混合(MIX)種目は男子種目の規定重量とする。
  - ・舵手を計量しその重量が確定後、舵手を計量器から降ろし、確定した重量 と規定重量の差のデッドウエイトを作成する。その際、デッドウエイトのみ 計量し、舵手にデッドウエイトを持たせて計量することはしない。
  - ・計量完了したデッドウエイトは厳重に封をし、レースナンバー、種目、クルー名、デッドウエイトの重量を明記する。
  - ・当日出漕するレース終了後、速やかにデッドウエイトを返却するよう舵手 に伝える。
- (7)全てのクルーについて、計測日時、計測値、デッドウエイトの有無、及びその重量を出漕者名簿に記録する。デッドウエイト対象クルーについては、レースナンバー、種目、クルー名、デッドウエイト重量を「デッドウエイト連絡表」に記入する。
- (8)「デッドウエイト連絡表」に報告時刻、計測が完了したレース番号を記入し、審判長に報告する。
  - ・計量結果は、対象レース発艇までに関係審判部署に連絡する必要がある。
- (9) 返却されたデッドウエイトは、その重量及び袋に破損が無いことを確認 し受領する。もし重量不足又は袋に破損がある場合は、審判長に報告し、 指示を受けなければならない。

# 漕手計量の任務

#### 任務

部署名は「漕手計量部署」とし、部署長を漕手計量長と呼称する。競漕規則 第 26 条に定める漕手計量を、公正かつ円滑に実施することを任務とし、部署員 は部署長の指揮の下、相互の連携を密に任務を遂行し、クルーに対しては適切 に接するように心がけなければならない。

# 1. 編成

受付、計量、記録等、適正な人数で編成する。

- 2. 漕手計量所に準備する物
  - 1計量機器
  - ②出漕者名簿
  - ③物置用のカゴ等
- 3. 漕手計量の手順と留意点
- (1) 漕手計量所を定め、表示する。
- (2) 計量は競漕規則に規定されている時間(出漕日ごとかつ出漕種目ごとに 各自の最初のレースの2時間前から1時間前まで)に行う。
  - ・同じ日に同じ種目が2ラウンド行われる場合、最初のラウンドに出漕する必要がないクルーの漕手は最初のラウンドに出漕する漕手と同時間帯に計量を行う。
- (3) ユニフォームのみで計量する。
  - ・帽子、時計、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等、全て含まないが、いくつかのパーソナルアイテム(眼鏡、極めて軽量なアクセサリー・指輪類、宗教上健康上どうしても取り外すことができないもの)については取り外さずそのまま計量できる。
  - 予備計量は、許可されている場合のみ行うことが出来る。
- (4) 漕手にレースナンバー、種目、クルー名と自己の氏名を申告させ、出漕者名簿と照合し、漕手全員が揃っている事を確認する。(シート順に並ばせることはしない)

名簿との相違若しくは虚偽の申告が発覚した場合、速やかに審判長へ報告し、指示を受けなければならない。

(5) 計量機器のゼロ表示を確認し、漕手を計量器に乗せ、重量表示が安定した時点で計測値を確定する。

なお、計測値は小数点第2位を切り下げるものとする。

- ・シングルスカル以外の種目については、平均体重を算出する。
- ・補漕の選手も同時に計量することができる。
- •1つのクルーに対して計量器は同じ物を使用すること。
- (6) 計量の結果、規定重量を越えた場合、その結果を審判長に報告し、指示を受けなければならない。
- (7)全てのクルーについて、計測日時、計測値を出漕者名簿に記録する。
- (8) 規定重量を越え、時間内に再計量する場合、全員で再度計量する旨をクルーに伝える。
- (9) 計量終了後に漕手を交代した場合、その漕手のみを計量し、平均体重を 算出する。

審判員の心得と号令動作 昭和53年1月初版発行 平成24年2月改訂版発行 平成27年10月改訂版発行 平成29年4月改訂版発行 2020年4月『審判員の号令・動作』とし改訂版発行

編集者 公益社団法人日本ボート協会審判委員会 発行者 公益社団法人日本ボート協会 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリンピックスクエア6階606号 TEL 03-5843-0461 FAX 03-5843-0462